

足場の組立等特別教育のご案内

足場の現場で働くみなさん！



特別教育を受けないと、足場の現場で就労できなくなります

**足場で働く全ての労働者に
特別教育修了が求められるようになります
ます**

昨年7月に制度が変わり、足場の組立てや解体で働くには「足場の組立て等特別教育」の修了証が必要になりました。

現在は経過措置により、修了証がなくても足場で働くことができます。

来年の7月以降は、修了証がないと足場の現場で働くことができなくなります。
足場の現場で働く方には、たいへん大きな影響があります。

制度が変わる！

墜落災害は死亡につながることも多く、墜落の防止は大きな問題となっています。

しかし残念ながら、足場からの墜落災害は近年増加傾向にあります。

調査の結果、多くの現場で適切な墜落防止措置が実施されていない実態がわかってきて、その改善のために「労働安全衛生規則」が改正されることになりました。

講習の内容は

6時間の講習を受講すれば、修了証が発行されます。

作業方法に関する基礎知識や、設備・器具の取り扱い、労災防止の知識や関係法令などを学びます。

**センター実施
のお知らせ!**



受付期間：8月1日(木)まで!!

選考・説明日：8月13日(火)

講習日：8月21日(水)

～S工業の声～

うちは足場の現場が多いから、抱えてる職人さんや手元の人らみんなに特別教育を受けてもらわなアカン。足場主任を持ってる人は免除やけど、持ってる人は少ない。

今回の変更はすごく厳しいものらしく、なあなあでは済まんらしいから、来年の6月までに順番に受けもらうことにしている。

元請からも、来年の6月までに全員に修了させといてと厳しく言われ、ものすごく焦っている。

先日、講習機関に問い合わせたら、申し込みが多くてしばらく満員と言われた。猶予期間が来年の6月までである、じゃなくて、来年の6月までしかない、と思って取り組まな間に合わんことになりかねない。

なんせ、特別教育受けてなかったら足場の現場に入られへん、どうやら国は本気みたいやからね。



受講を省略できる方

足場の組立て等作業主任者技能講習、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した方など。